



医政発 0317 第 6 号  
平成 29 年 3 月 17 日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、本日、別紙のとおり公布・施行されたところです。  
改正省令の主旨等について下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### 1. 改正省令の主旨

医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)においては、助産所について、分べんを取り扱うことを前提として構造設備基準を設けているが、助産所が分べんを伴わない産後ケア等の様々なニーズにより一層対応できるよう、所要の規定の整備を行う。

##### 2. 改正省令の内容

医療法施行規則第 17 条第 5 号において、入所施設を有する助産所にあつては、床面積 9 平方メートル以上の分べん室を設けることとされている。

この構造設備基準は、助産所が分べんを取り扱うことを前提としており、産後ケア等の様々なニーズに対応するために、分べんを取り扱わない助産所においては、分べん室の設置を要しないこととする。

### 3. 改正省令の根拠条項

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 23 条第 1 項及び第 71 条の 6

### 4. 改正省令の公布日等

公布日：平成 29 年 3 月 17 日（金）

施行日：公布日